

第6次伊丹市総合計画 後期実施計画

【令和7年度（当初版）】

【令和7年(2025年)度～令和10年(2028年)度】

人の絆 まちの輝き 未来へつなぐ 伊丹

令和7年（2025年）2月

伊丹市

目 次

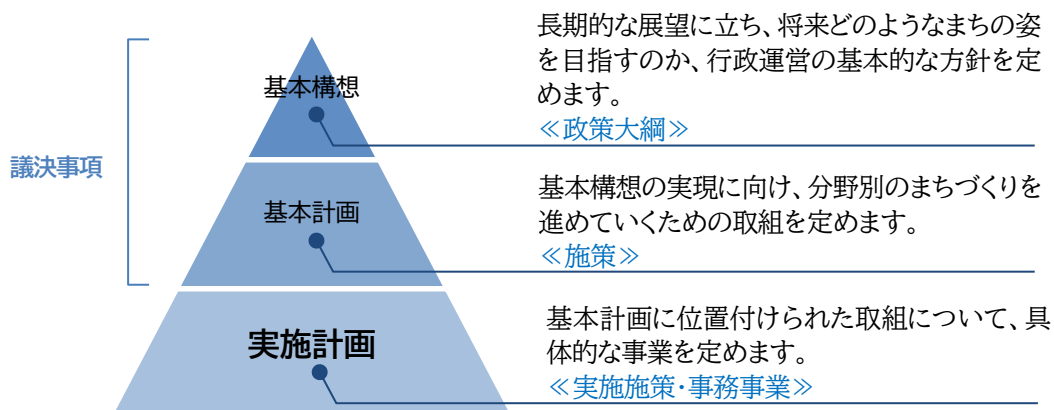
I	計画の概要	1
1-1	計画の目的・位置付け	1
1-2	計画の期間	1
II	実施施策・事務事業	2
2-1	実施施策の体系	2
2-2	大綱ごとの主な事務事業	3
2-3	一般会計の政策的・投資的事業	5
2-4	施策の進捗管理	6
2-5	実施施策のシートの見かた	7
2-6	持続可能な開発目標（SDGs）の取組	9
III	実施計画各論	10
大綱1	安全・安心	10
大綱2	育ち・学び・共生社会	22
大綱3	健康・医療・福祉	50
大綱4	市民力・にぎわい・活力	68
大綱5	環境・都市基盤	84
大綱6	参画と協働・行政経営	102

I 計画の概要

1-1 計画の目的・位置付け

後期実施計画は、「第6次伊丹市総合計画 基本構想」に示す将来像や政策大綱の実現に向けて、令和7年度から令和10年度までの取組を定めるもので、4年間の予算編成等の指針とします。

また、実施施策と事務事業を体系的に示し、具体的な取組によってどのような成果を目指すのかを明らかにしています。前期実施計画の実施施策・事務事業の進捗状況や評価をはじめ、少子高齢化による人口減少など社会情勢の変化等を踏まえ、後期実施計画として実施施策の目標、成果指標等についてまとめたものです。



1-2 計画の期間

「第6次伊丹市総合計画」基本構想・基本計画の計画期間は、令和3年度から令和10年度の8年間です。

実施計画の計画期間は、この8年間の前期・後期に分け、前期を令和3年度から令和6年度まで、後期を令和7年度から令和10年度までの4年間とします。

また、実施計画は、毎年度当初予算編成後の事務事業およびその事業費を反映します。

年次 計画	令和3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)	10年度 (2028)
基本構想								
基本計画	8年間							
実施計画	前期				後期			

Ⅱ 実施施策・事務事業

2-1 実施施策の体系

後期実施計画では、以下の体系のように、基本計画で定めた施策の下位に実施施策を、実施施策の下位に事務事業を位置付け、基本構想に示す将来像「人の絆 まちの輝き 未来へつなぐ 伊丹」の実現に向けて取組を進めます。

《将来像》 人の絆 まちの輝き 未来へつなぐ 伊丹

政策大綱 【基本構想】	施策 【基本計画】	実施施策 【実施計画】	政策大綱 【基本構想】	施策 【基本計画】	実施施策 【実施計画】
1 安全・安心	1-1.災害対策	111)災害発生時の支援体制整備 創生	4 市民力・にぎわい・活力	4-1.市民力・地域力	411)市民活動団体等の活性化 創生
		112)災害に対応できる基盤整備		4-2.都市ブランド	421)都市ブランド戦略の推進 創生
		113)浸水対策の推進		4-2.都市ブランド	422)中心市街地のにぎわい創出 創生
	1-2.消防・救急	121)消防体制の強化		4-3.歴史・文化	431)文化財・郷土資料の保護と活用
		122)火災予防対策		4-3.歴史・文化	432)芸術・文化活動の促進 創生
		123)救急活動体制の向上		4-4.商工業	441)商店街の活性化
	1-3.交通安全・地域防犯	131)交通安全対策の推進 創生		4-4.商工業	442)中小企業等の起業・経営支援 創生
		132)地域防犯力の強化 創生		4-4.商工業	443)地域産業の振興と企業活動支援 創生
		133)消費者行政の推進		4-5.都市農業	451)都市農業の基盤強化
				4-5.都市農業	452)農作物の生産・流通の推進
2 育ち・学び・共生社会	2-1.子育て・子育て	211)子どもの虐待防止体制の整備	5 環境・都市基盤	5-1.環境保全	511)環境保全体制の整備と啓発推進 創生
		212)子育て家庭への経済的支援		5-1.環境保全	512)環境美化と公衆衛生の向上
		213)ひとり親家庭への支援		5-2.循環型社会の形成	521)3Rの推進とごみの適正処理
		214)子ども一人ひとりに応じた発達支援		5-3.公園・緑地・生物多様性	531)緑化の推進および生物多様性の保全
		215)子育て・家庭教育の支援 創生		5-3.公園・緑地・生物多様性	532)公園緑地の整備・保全
	2-2.青少年の健全育成	221)子どもの居場所づくりと自立支援 創生		5-4.都市計画・住環境	541)建築物の安全・安心の確保
		222)子どもの見守りネットワークの整備		5-4.都市計画・住環境	542)適正な土地利用と景観まちづくりの推進
	2-3.幼児教育・保育	231)幼児教育・保育の充実 創生		5-4.都市計画・住環境	543)公営住宅の適正管理
		241)知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成 創生		5-5.交通・道路	551)安全で快適な交通手段の確保
	2-4.学校教育	242)教育相談・支援体制の充実		5-5.交通・道路	552)市バスサービスの充実
		243)特別支援教育の推進		5-5.交通・道路	553)道路橋梁の整備・保全
		244)教職員の資質向上		5-5.交通・道路	554)道路安全対策の推進
		251)学校を支える組織体制の整備		5-6.水道・下水道	561)水道施設の整備保全
	2-5.教育環境	252)安全・安心な教育環境の充実		5-6.水道・下水道	562)下水道施設の整備保全
		261)多様な学習機会の提供 創生	6 参画政と経協働・創生	6-1.参画と協働	611)参画協働のまちづくり
	2-6.生涯学習・スポーツ	262)図書館サービスの充実		6-2.ICT(情報通信技術)の活用	621)情報通信技術を活用した行政運営 創生
		263)生涯スポーツが楽しめる環境整備		6-3.行財政運営	631)効果的・効率的な行政サービスの提供
	2-7.人権	271)人権教育・啓発の推進		6-3.行財政運営	632)人材育成
3 健康・医療・福祉	3-1.健康づくり	311)健康づくり支援の推進 創生	創生 地方創生の対象とする実施施策 ※本市における地方創生の取組は「第6次伊丹市総合計画」に包含しており、地方創生の具体的な施策や、施策の成果を適切に評価するため、20の実施策を位置づけています。		
		312)各種疾病等の早期発見と予防			
		313)正しい健康知識の普及啓発 創生			
	3-2.地域医療	321)医療保険事業等の健全な運営			
		322)地域基幹病院の医療の充実			
	3-3.地域福祉	323)救急医療体制の整備			
		331)地域福祉活動の支援			
		332)地域福祉支援体制の整備			
	3-4.高齢者福祉	333)生活困窮者への自立支援			
		341)高齢者の健康・生きがいづくりと介護予防			
		342)高齢者の生活支援			
	3-5.障がい者福祉	343)介護サービスの充実			
		351)障がい者の権利擁護と相談支援体制の整備			
		352)障がい者の地域生活支援体制の整備			

大綱1 安全・安心

災害時に適切に対応できるよう、日頃より防災施設の整備・保全や消防・救急体制の強化に取り組みます。あわせて、市民・地域・事業者等による自助・共助の取組を支援し、まち全体の防災力の向上を目指します。

ハードとソフトの両面から交通安全や地域防犯に取り組むことにより、市民の生命や財産・暮らしを守り、誰もが安全・安心を感じながら暮らすことのできるまちの実現を目指します。

主な事務事業

- ▶ 災害時要配慮者支援事業
- ▶ 物資備蓄事業
- ▶ 雨水幹線等整備事業
- ▶ 消防車両整備更新事業
- ▶ 消防通信設備等運営事業
- ▶ 救急活動事業
- ▶ 交通安全啓発事業
- ▶ 安全・安心見守りネットワーク事業

大綱2 育ち・学び・共生社会

子どもたちの健やかな育ちや学びを支えるとともに、出産や子育てをしやすい環境の整備を進め、社会総がかりでまちの未来を担う人づくりに取り組みます。また、生涯学習・スポーツを通じて市民が交流し、生きがいをもって地域で活動できるよう支援します。さらに、多様な価値観や考え方を互いに認め合いながら共に暮らすことのできる人権の守られるまちの実現を目指します。

主な事務事業

- ▶ 学校給食無償化等事業
- ▶ 放課後児童くらぶ管理運営事業
- ▶ 保育人材確保事業
- ▶ 病児・病後児保育委託等事業
- ▶ 英語教育推進事業
- ▶ 学力向上推進事業
- ▶ 情報教育推進事業
- ▶ 伊丹市いじめ・不登校総合対策推進事業
- ▶ 学校園施設整備事業
- ▶ スポーツ振興施策推進事業
- ▶ 人権教育・啓発推進事業
- ▶ 男女共同参画施策推進事業
- ▶ DV対策事業
- ▶ 多文化共生啓発・交流等事業

大綱3 健康・医療・福祉

誰もが地域の中で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療や保健、福祉の連携と充実を図り、市民の生活を包括的に支援する体制の整備に取り組みます。また、あらゆる世代の主体的な健康づくりへの支援や、地域で必要な医療を受けることのできる体制づくりを進め、いつまでも健やかに、生き生きと暮らすことのできるまちの実現を目指します。

主な事務事業

- ▶ 妊娠・出産包括支援事業
- ▶ 予防接種事業
- ▶ 子育て支援医療費助成事業
- ▶ 市立伊丹病院統合再編整備事業
- ▶ 地域福祉施策推進事業
- ▶ 生活困窮者自立支援事業
- ▶ 高齢者在宅生活支援事業
- ▶ 障害者施策推進事業

大綱4 市民力・にぎわい・活力

まちづくりの担い手の発掘や人材育成に取り組むとともに、地域自治組織による地域自治の推進、多様な市民活動団体への支援を行い、市民力・地域力が発揮できる環境づくりを進めます。また、地域産業の振興、雇用の創出、地域資源の掘り起しや発信に取り組み、今後も持続的に成長・発展する、にぎわいと活力あるまちの実現を目指します。

主な事務事業

- ▶ 地域自治推進事業
- ▶ 地域活動拠点整備事業
- ▶ シティプロモーション推進事業
- ▶ 文化施設整備保全事業
- ▶ 創業支援事業
- ▶ 企業立地支援事業
- ▶ 農業活性化支援事業
- ▶ 伊丹スカイパーク管理運営事業

大綱5 環境・都市基盤

地球環境に配慮した良好な環境の保全に取り組む、ごみの減量や再資源化など、資源循環型社会の形成を進めるとともに、自然環境を次の世代に引き継ぐため、生物多様性の保全・再生の取組を推進します。また、道路や公園、上下水道等の整備や維持管理、鉄道やバス、自転車などによる地域の移動手段の確保等、快適でうるおいのあるまちの実現を目指します。

主な事務事業

- ▶ 地球温暖化対策推進事業
- ▶ ごみ減量化推進事業
- ▶ 生物多様性施策推進事業
- ▶ 公園緑地等整備保全事業
- ▶ 空家等対策事業
- ▶ 市営住宅等整備保全事業
- ▶ 自転車駐車場整備保全事業
- ▶ 都市計画道路整備事業
- ▶ 道路維持補修事業
- ▶ 歩道（街路樹）再整備事業
- ▶ 水道・工業用水道配水管改良事業
- ▶ 汚水管渠更新事業

大綱6 参画と協働・行政経営

市民の市政への参画や市民との協働を基本に、市民とともにまちづくりを進めます。また、施策の優先順位付けや選択と集中により、健全な行財政運営に努めます。さらに、ＩＣＴ（情報通信技術）を活用した市民サービスの向上や、国・他の自治体との連携など、少子高齢化が進展しても、将来にわたって安定的な公共サービスを維持できるような基盤づくりに取り組みます。

主な事務事業

- ▶ 参画協働施策推進事業
- ▶ 市政情報発信事業
- ▶ 公文書管理・公開事業
- ▶ 議会情報発信事業
- ▶ スマートシティ推進事業
- ▶ 財務会計事務デジタル化推進事業
- ▶ 総合計画施策推進事業
- ▶ 公共施設再配置計画推進事業

2-3 一般会計の政策的・投資的事業

● 後期実施計画における政策的・投資的事業について

政策的・投資的事業を以下のとおり定めています。

政策的事業	計画期間に実施するソフト事業のうち、特に政策的観点から新規・拡充する事業を指します。
投資的事業	建築物や道路・公園・上下水道などの施設の新設や改良・保全、大型物品・重要物品の購入といった事業を指します。

● 「第4次伊丹市行財政プラン」の政策的・投資的経費の基本的な考え方

第4次伊丹市行財政プランにおける中長期の財政収支見通しでは、近年の物価・賃金の上昇に伴い短期的には市税収入が増加するものの、中長期的に見れば生産年齢人口の減少に伴う税収の伸び悩みや少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加、公共施設等の老朽化対策の需要増などが見込まれることから、今後30年間で約590億円の収支不足が生じる見込みです。

今後は、物価・賃金・金利の上昇や人口減少社会がもたらす不確実性に対応するため、「公共施設マネジメントの推進」、「公営企業等の経営改革」、「効率的・効果的な行政経営」、「健全な財政運営」を取組の柱とし、政策的・投資的経費については、一般財源(※)の上限の設定等による抑制と、健全性に資する事業への積極的な投資により、物価上昇時代に対応した行財政運営の確立を目指すこととしています。

※ 事業費の財源には、一般財源と特定財源があります。一般財源は、市税・地方交付税など、財源の使途が特定されず、自由に使える収入です。特定財源は、国庫補助金や地方債など特定の事業目的のために得られる収入です。

財政運営の基本的枠組み(政策的・投資的経費)

項 目	基 本 的 枠 組 み
政策的経費に係る一般財源	4年間で20億円以内 (行革努力の削減効果の範囲内での上乗せも検討)
投資的経費に係る一般財源	4年間で72億円以内 (行革努力の削減効果の範囲内での上乗せも検討)
投資的経費に係る市債発行額	4年間で310億円以内

今後の社会経済情勢の変化など、計画策定後の著しい状況変化により財政運営の基本的枠組みを変更する必要等が生じた際には、適宜目標値やスケジュールの見直し等を行います。

2-4 施策の進捗管理

後期実施計画に示す実施施策や事務事業の進捗管理を、行政評価を通じて行うことにより、効率的・効果的な行政運営に努め、市民への説明責任を果たします。

実施施策の施策目標実現の観点から当初予算編成時に毎年度実施計画を見直し、事業費や取組内容を示すことにより、施策目標の達成と予算との関連を示してきた従来の事前評価の役割を果たすこととします。実施施策の目標を、事後に行政評価で振り返り、事業の改善や見直しに役立て、PDCAを循環させることで、施策目標の実現と各年度の事業費の最適化をはかります。評価にあたっては、実施施策ごとに成果を適切に評価できる指標を立てています。

また、総合計画と地方創生の取組を一体的に推進するため、実施計画では、「まち・ひと・しごと創生法」第10条第2項第3号に示される「市町村が講ずべき施策を総合的かつ計画的に実施するための必要事項」として、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」や県の「兵庫県地域創生戦略」を勘案し、対象となる実施施策を毎年度位置付けます。

地方創生の推進にあたっては、庁内で組織する「伊丹創生推進本部」によって、事業の進捗並びに実施状況を検証し、総合調整を図るとともに、外部有識者で構成する「伊丹創生検証会議」において、地方創生の取組として位置付けされた実施施策の達成状況と効果を検証します。

PDCAサイクル（概念図）



2-5 実施施策のシートの見かた

● 記載例

大綱 6 参画と協働・行政経営

施策 63 行財政運営

実施施策 631 効果的・効率的な行政サービスの提供

評価部局： 総合政策部

関連部局： 財政基盤部/総務部/市民自治部

①	実施 施策の 目標	実施計画や行政評価を活用したPDCAサイクルによる各施策の推進に努め、効率的・効果的な行政運営を行うことで、質の高い行政サービスを将来にわたって安定的に提供し、「第6次伊丹市総合計画」に掲げる将来像「人の絆まちの輝き未来へつなぐ伊丹」の実現を目指す。 また、「伊丹市行財政プラン」に基づき、公共施設マネジメントの推進や公営企業等の経営改革、効率的・効果的な行政経営などによる健全な行財政運営に努め、将来にわたって持続可能な財政基盤の確立を目指す。 特に、公共施設マネジメントにおいては、「伊丹市公共施設等総合管理計画」に基づく、施設の活用や適切な維持管理、運営改善などの効率化、再編などを進め、将来負担の軽減を目指す。									
	令和 7年度 の取組	後期実施計画に位置付けた実施施策や事務事業を着実に実施し、行政評価等を通じた施策の進捗管理やPDCAサイクルによる効果的・効率的な行政運営に取り組む。 第4次行財政プランに掲げる健全化判断比率等の目標水準を維持するとともに、財政運営の基本的枠組みに沿って、財政リスクのマネジメントに取り組む。 公共施設マネジメントにおいては、公有財産の利活用を図るとともに、大規模改修工事を予定する施設について、再配置方針に基づいた個別施設のあり方を検討する。									
②	成果 指標	指標名(単位)	性質	指標の意味・算式等	-	基準年度					
						R5	R7	R8	R9	R10	
		① 行政評価における実施施策の目標達成度(%)	↑	行政評価で実施施策の目標は十分達成できた・ほぼ達成できた	目標		97.4	97.4	97.4	97.4	
		② 連結実質赤字比率(%)	=	全会計を対象とした実質赤字額(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率・連結実質赤字額÷標準財政規模	目標		0	0	0	0	
		③ 標準財政規模に対する財政調整基金残高の割合(%)	=	標準財政規模に対する財政調整基金残高の割合・財政調整基金残高÷標準財政規模(17%~20%の範囲内)	目標		17	17	17	17	
③	事務事業										
	事務 事業 コード	事務事業名	事業概要	R7年度事業内容	事業費(千円)				款 項 目	担当課	
					R7	R8	R9	R10			
	631013	総合計画施策推進事業	第6次総合計画に基づく実施施策や事務事業の進捗管理を適切に実施する。	令和6年度の行政評価を実施し、令和8年度の予算編成及び実施計画の策定に反映する。	326					02 01 06	政策室
	631021	行財政プラン推進事業	行財政プランに定めた財政運営の基本的枠組みに基づき健全な行財政運営を実施する。	財政指標の目標達成に向け、第4次行財政プランに掲げる取り組みを推進する。	0					0 - 0	経営企画課
	631032	公共施設再配置計画施策推進事業	公共施設再配置基本計画に掲げる施設分類別の再配置方針に基づく再配置事業の調整および進捗管理。	公共施設マネジメントの基本方針及び再配置方針に基づく再配置事業の調整・進捗管理を行う。	2,621					02 01 06	施設マネジメント課
	631999	〇〇保全事業	〇〇において、△△を整備する	◇◇を統合し、△△を整備する、	100,000					99 99 99	□□課

④

⑤

⑥

※事業費の記号の意味

数字：各年度の事業費（千円）

網かけ：当該年度に事務事業が存在しない
または未到来の事務事業

「0」：人件費等内部管理経費のみで実施
する事務事業

「-」：当該年度に実施しない事務事業

① 実施施策の目標・令和7年度の取組

総合計画の基本構想・基本計画に示す「将来像」や「基本方針（目指すまちの姿）」の実現に向け、それぞれの実施施策の目指すべき成果を記載しています。

② 成 果 指 標

実施施策の目標の達成に向けた成果を定量的に示すものです。計画期間の目標に対する実績値を毎年度掲載していきます。

「性質」の記号の意味	↑	…実績値が目標値を上回る方が良い指標
	=	…実績値＝目標値となるのが良い指標
	↓	…実績値が目標値を下回る方が良い指標

※ なお、指標ごとに基準年度である令和5年度の実績値を示していますが、新たな取組に係る指標など、令和5年度の実績値を記載できない場合は「－（ハイフン）」で示しています。

③ 事 務 事 業

各実施施策を構成する事務事業の事業概要と令和7年度事業内容、事業費を示しています。

④ 事 業 費

令和7年度から令和10年度までの各年度の事業費を示しています。

※ ・実施しない事務事業については、事業費を「－（ハイフン）」

・人件費等内部管理経費のみで実施する事務事業については、事業費を「0（ゼロ）」

・当該年度に事務事業が存在しない、または未到来は事業費を「網掛け」

⑤ 款 項 目

歳出予算の分類項目。巻末に予算費目（款・項・目）対照表にてコードと名称を記載しています。

⑥ 担 当 課

事務事業を実施する担当課を記載しています。担当課（関連部署）が複数ある場合は、「/（スラッシュ）」で区切って示しています。

2-6 持続可能な開発目標（SDGs）の取組

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17の目標・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っています。

本計画では、6つの政策大綱と33の施策に基づき、将来像の実現に向けた取組を推進することとしており、その方向性はSDGsが目指す国際社会の姿と重なります。SDGsの17の目標と各施策との関係は、次に示すとおりです。

施策の体系		SDGsの目標		施策の体系	SDGsの目標	
大綱1	1-1.災害対策			大綱4	4-1.市民力・地域力	
	1-2.消防・救急				4-2.都市ブランド	 
	1-3.交通安全・地域防犯	 			4-3.歴史・文化	 
大綱2	2-1.子育て・子育て	    		大綱5	4-4.商工業	   
	2-2.青少年の健全育成	  			4-5.都市農業	 
	2-3.幼児教育・保育				4-6.労働と雇用	   
	2-4.学校教育				4-7.空港との共生	 
	2-5.教育環境			大綱6	5-1.環境保全	      
	2-6.生涯学習・スポーツ				5-2.循環型社会の形成	 
	2-7.人権	   			5-3.公園・緑地・生物多様性	   
	2-8.男女共同参画	  			5-4.都市計画・住環境	
	2-9.多文化共生・平和				5-5.交通・道路	 
大綱3	3-1.健康づくり	 		大綱6	5-6.水道・下水道	
	3-2.地域医療				6-1.参画と協働	 
	3-3.地域福祉	   			6-2.ICT(情報通信技術)の活用	
	3-4.高齢者福祉	 		大綱6	6-3.行財政運営	  
	3-5.障がい者福祉					

自治体の責務として、世界共通のSDGsの目標達成に貢献する取組を推進するため、方向性を同じくする本計画や各部門別計画の取組においては、SDGsの目標を踏まえた着実な実施に務めます。